

熊本県公報

号外 第15号の2
平成18年3月23日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則……………(警察本部広報県民課) 1
 - 熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程……………(") 32

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則を次のように定める。
平成18年3月23日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則
(趣旨)

- 第1条 この規則は、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。
(条例第6条第4項第4号の実施機関が定める事務の公示手続)
- 第2条 公安委員会は、条例第6条第4項第4号の実施機関が定める事務を定めたときは、熊本県公報で告示するものとする。
(条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項等)
- 第3条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 求める開示の実施の方法
 - (2) 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所又は居所、本人が15歳未満の者であるか、15歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由
- 2 条例第15条第1項の開示請求書の様式は、自己情報開示請求書(別記様式第1号)のとおりとする。
(条例第15条第2項の実施機関が定める書類)
- 第4条 条例第15条第2項(条例第20条第4項、第24条第3項及び第25条の5第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のいずれか二
 - ア 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書
 - イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために公安委員会が認めるもの
 - (2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のいずれか一(前号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、前号イに掲げる書類のいずれか二)及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として公安委員会が認めるもののいずれか一
(法定代理人の資格喪失による請求権の消滅)
- 第5条 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人が、条例第19条第1項及び第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、開示請求の権利は消滅する。この場合において、当該請求をした法定代理人は、直ちに書面でその旨を

- 公安委員会に届け出なければならない。
- 2 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人が、条例第20条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、前項と同様とする。
- 3 第1項の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により訂正請求した法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定は、条例第25条の4第2項において準用する条例第14条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- (未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)
- 第6条 公安委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、条例第16条第2号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。
- (条例第19条第1項の実施機関が定める事項等)
- 第7条 条例第19条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示を実施する日時及び場所
- (2) 開示の実施の方法
- (3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 個人情報全部の開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(別記様式第2号)
- (2) 個人情報一部の開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(別記様式第3号)
- 3 条例第19条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(別記様式第4号)により行うものとする。
- 4 条例第19条第5項後段の規定による通知は、自己情報開示請求決定期間延長通知書(別記様式第5号)により行うものとする。
- 5 条例第19条第6項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第19条第6項の規定による通知は、条例第19条第6項意見書提出機会付与通知書(別記様式第6号)により行うものとする。
- 7 条例第19条第7項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (4) 条例第19条第7項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 8 条例第19条第7項の規定による通知は、条例第19条第7項意見書提出機会付与通知書(別記様式第7号)により行うものとする。
- 9 条例第19条第6項及び第7項の意見書の様式は、個人情報の開示に係る意見書(別記様式第8号)のとおりとする。
- 10 条例第19条第8項後段の規定による通知は、個人情報の開示決定に係る通知書(別記様式第9号)により行うものとする。
- (条例第19条の2第1項後段の規定による通知)
- 第8条 条例第19条の2第1項後段の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(別記様式第10号)により行うものとする。
- (個人情報の開示等)
- 第9条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、公安委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 行政文書の閲覧又は視聴(条例第20条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。)をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
- (写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときの公示手続)
- 第10条 公安委員会は、条例第21条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、熊本県公報で告示するものとする。
- (条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第11条 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所又は居所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって訂正請求をする理由とする。
- 2 条例第24条第1項の訂正請求書の様式は、自己情報訂正請求書(別記様式第11号)のとおりとする。
- (個人情報の開示を受けたことの確認)

- 第12条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは公安委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。
(条例第25条の規定による通知)
- 第13条 条例第25条第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
(1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(別記様式第12号)
(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書(別記様式第13号)
(3) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報不訂正決定通知書(別記様式第14号)
- 2 条例第25条第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知は、自己情報訂正請求決定期間延長通知書(別記様式第15号)により行うものとする。
(条例第25条の2第1項後段の規定による通知)
- 第14条 条例第25条の2第1項後段の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(別記様式第16号)により行うものとする。
(条例第25条の3の規定による通知)
- 第15条 条例第25条の3の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(別記様式第17号)により行うものとする。
(条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第16条 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所又は居所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。
- 2 条例第25条の5第1項の利用停止請求書の様式は、自己情報利用停止請求書(別記様式第18号)のとおりとする。
(準用)
- 第17条 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。
(条例第25条の7の規定による通知)
- 第18条 条例第25条の7第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(別記様式第19号)
(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報部分利用停止決定通知書(別記様式第20号)
(3) 個人情報を利用停止しない旨の決定 個人情報利用不停止決定通知書(別記様式第21号)
- 2 条例第25条の7第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知は、自己情報利用停止請求決定期間延長通知書(別記様式第22号)により行うものとする。
(条例第27条の規定による通知)
- 第19条 条例第27条の規定による通知は、熊本県個人情報保護審査会諮問通知書(別記様式第23号)により行うものとする。
(条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知)
- 第20条 条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知は、不服申立てに係る個人情報の開示通知書(別記様式第24号)により行うものとする。
(県出費法人等の公示手続)
- 第21条 公安委員会は、条例第34条の実施機関が定める法人を定めたときは、熊本県公報で告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。
(審査会への提出資料等閲覧等請求書等)
- 第22条 条例第39条第1項の規定により熊本県個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求める者は、熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書(別記様式第25号)を公安委員会に提出するものとする。
- 2 公安委員会は、前項の規定により熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書(別記様式第26号)、熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書(別記様式第27号)又は熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書(別記様式第28号)により、当該熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。
(委任)
- 第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が定める。
- 附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第7条関係）

個人情報開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	合計 円
	2 写しの送付に要する費用	円	
連絡先	電話番号 () - 内線		
備考			

- 注1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
- 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人自身であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、注2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の実施に要する費用は、開示を受ける際、現金で納付してください。
- 5 この通知について不明の場合は、連絡先へお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記様式第3号 (第7条関係)

個人情報部分開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用	円 円	合計 円
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由		
※上記の規定に該当しなくなる期日	年 月 日		
連絡先	電話番号 () - 内線		

- 注1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
- 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人自身であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、注2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の実施に要する費用は、開示を受ける際、現金で納付してください。
- 5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。
- 6 この通知について不明の場合は、連絡先へお問い合わせください。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第4号 (第7条関係)

個人情報不開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示しないこと とした根拠規定 及び当該規定を 適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由
※上記の規定に該 当しなくなる期日	年 月 日
連 絡 先	電話番号 () - 内線
備 考	

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第5号（第7条関係）

自己情報開示請求決定期間延長通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
条例第19条 第4項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第6号（第7条関係）

条例第19条第6項意見書提出機会付与通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

今回、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第19条第6項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することについて御意見があるときは、同封の「個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして決定することとなりますので御承知ください。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含ま れているあなた （貴団体）に関 する情報の内容	
意見書の提出先 （連絡先）	電話番号（ ） ー 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

別記様式第7号（第7条関係）

条例第19条第7項意見書提出機会付与通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

今回、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第19条第7項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することについて御意見があるときは、同封の「個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして決定することとなりますので御承知ください。

開示請求に係る個人情報 が記録されて いる行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含ま れているあなた （貴団体）に関 する情報の内容	
意見書の提出先 （連絡先）	電話番号（ ） ー 内線
意見書の提出期限	年 月 日
条例第19条第7 項第1号又は第2 号の規定の適用の 区分及び当該規定 を適用する理由	1 根拠規定 条例第19条第7項第 号該当 2 理由
備 考	

別記様式第8号（第7条関係）

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

意見者

住所又は居所 郵便番号 -
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名（署名）
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

連絡先
〔法人その他の団体にあつては、
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号（ ） -

年 月 日付け熊公委第 号で通知のあつた件について、次のとおり意見提出します。

<p>個人情報の開示 についての意見 〔該当する番号を○で 囲んでください。〕</p>	<p>1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。</p>
<p>開示に反対する 部分及び理由 〔開示することで生じ る支障等を具体的に 記入してください。〕</p>	<p>1 反対する部分 2 理由</p>

別記様式第9号（第7条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する「個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第19条第8項の規定により、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので通知します。
〔一部〕

この通知に係る開示決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定による熊本県公安委員会に対する異議申立て又は行政事件訴訟法による熊本県を被告とした（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）開示決定の取消しの訴えを行うことができます。

なお、この開示決定については、開示を実施する日の前日までに異議申立て等がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開示することとした あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこと とした部分	
連絡先	電話番号（ ） ー 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

（日本工業規格A4）

別記様式第10号（第8条関係）

開示請求事案移送通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、本件開示請求については、移送した実施機関において開示決定等を行うこととなります。

移送した開示請求事案の内容	
移送した実施機関	電話番号（ ） — 内線
移送した日	年 月 日
移送した理由	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

（日本工業規格A4）

別記様式第11号 (第11条関係)

自己情報訂正請求書		年 月 日
熊本県公安委員会 殿		
請 求 者		
住所又は居所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	郵便番号	—
氏 名 (法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名)		
連 絡 先 (法人にあっては、 担当者の氏名及び連絡先)	電話番号 ()	—

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を ○で囲んでください。)	1 未成年者 2 成年被後見人	
本人の氏名及び住所又は居所	氏名	
	住所又は居所	電話番号 () —
本人に代わって訂正請求をする理由		

- 注1 「訂正請求に係る個人情報内容」欄は、訂正したい自己に関する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提出し、又は提示してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、注3の書類のほか、その資格を有することを証明する書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他 ()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は公安委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し
備 考	受理年月日 年 月 日

(日本工業規格A4)

別記様式第12号（第13条関係）

個人情報訂正決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおりその全部を訂正することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

（日本工業規格A4）

別記様式第13号（第13条関係）

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分及び理由	1 訂正しない部分 2 理由
連絡先	電話番号 () ー 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第14号（第13条関係）

個人情報不訂正決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付で訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正しない理由	
連 絡 先	電話番号 () - 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第15号（第13条関係）

自己情報訂正請求決定期間延長通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
条例第25条 第1項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第16号（第14条関係）

訂正請求事案移送通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、本件訂正請求については、移送した実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

移送した訂正請求事案の内容	
移送した実施機関	電話番号（ ） — 内線
移送した日	年 月 日
移送した理由	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

（日本工業規格A4）

別記様式第17号（第15条関係）

個人情報訂正実施通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで提供しました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により、次のとおり訂正しましたので通知します。

提供した個人情報 の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第19号（第18条関係）

個人情報利用停止決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおりその全部を利用停止することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第20号（第18条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項及び第3項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分及び理由	1 利用停止しない部分 2 理由
連絡先	電話番号 () — 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

別記様式第21号（第18条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止しない理由	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第22号（第18条関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

別記様式第23号（第19条関係）

熊本県個人情報保護審査会諮問通知書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けの不服申立てについて、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に諮問しましたので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。

不服申立てがあつた決定及び個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

（日本工業規格A4）

別記様式第24号（第20条関係）

不服申立てに係る個人情報の開示通知書

熊公委第 年 月 日 号

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで〔不服申立てのありました
開示に反対する意思表示のありました〕個人情報について、熊本

県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項の規定により、次のとおりその〔全部〕
を開示することとしましたので通知します。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文書の名称	
開示することとした あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開 示 し な い こ と と し た 部 分	
連 絡 先	電話番号（ ） — 内線
備 考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

（日本工業規格A4）

別記様式第25号（第22条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

請 求 者

住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー
 (法 人 に あ っ て は 、
 主 たる 事 務 所 の 所 在 地)

氏 名
 (法 人 に あ っ て は 、
 そ の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

連 絡 先
 (法 人 に あ っ て は 、
 担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先) 電 話 番 号 () ー

熊本県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

請求に係る意見書 又は資料の名称	
閲覧等の実施の方法 (希望する方法の番号を) ○で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付
備 考	受理年月日 年 月 日

- 注1 「請求に係る意見書又は資料の名称」欄は、意見書又は資料が特定できるよう、具体的に記入してください。
- 2 請求の際は、請求者自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提示が必要です。
- 3 「備考」欄は、記入しないでください。

別記様式第26号（第22条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで閲覧又は写しの交付請求のありました意見書又は資料については、熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第22条第2項の規定により、次のとおりその全部を承諾することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

請求に係る意見書 又は資料の名称			
意見書又は資料の 閲覧等の日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
閲覧等の実施の方法			
写しの交付に 要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	合計 円
	2 写しの送付に要する費用	円	
連絡先	電話番号 () — 内線		
備考			

注1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。

2 閲覧又は写しの交付を受ける際は、この通知書及び不服申立人又は参加人自身であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。

3 写しの交付に要する費用は、交付を受ける際、現金で納付してください。

(日本工業規格A4)

別記様式第27号 (第22条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで閲覧又は写しの交付請求のありました意見書又は資料については、熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第22条第2項の規定により、次のとおりその一部を承諾することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

請求に係る意見書 又は資料の名称			
意見書又は資料の 閲覧等の 日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
閲覧等の実施の方法			
写しの交付に 要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	合計 円
	2 写しの送付に要する費用	円	
承諾しないことと した部分及び理由	1 承諾しない部分		
	2 理由		
連絡先	電話番号 () - 内線		
備考			

- 注1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
- 2 閲覧又は写しの交付を受ける際は、この通知書及び不服申立人又は参加人自身であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 3 写しの交付に要する費用は、交付を受ける際、現金で納付してください。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第28号（第22条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで閲覧又は写しの交付請求のありました意見書又は資料については、熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第22条第2項の規定により、次のとおり拒否することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

請求に係る 意見書又は 資料の名称	
拒否する理由	
連絡先	電話番号（ ） - 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

熊本県警察本部告示第2号

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第43条の規定により実施機関が定める事項を、次のとおり定めたので告示する。

平成18年3月23日

熊本県警察本部長 樋口 真人

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第6条第4項第4号の実施機関が定める事務の公示手続)

第2条 警察本部長は、条例第6条第4項第4号の実施機関が定める事務を定めたときは、熊本県公報で告示するものとする。

(条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項等)

第3条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所又は居所、本人が15歳未満の者であるか、15歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由

2 条例第15条第1項の開示請求書の様式は、自己情報開示請求書（別記様式第1号）のとおりとする。

(条例第15条第2項の実施機関が定める書類)

第4条 条例第15条第2項（条例第20条第4項、第24条第3項及び第25条の5第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のいずれか二

ア 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために警察本部長が認めるもの

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のいずれか一（前号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、前号イに掲げる書類のいずれか二）及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として警察本部長が認めるもののいずれか一

(法定代理人の資格喪失による請求権の消滅)

第5条 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人が、条例第19条第1項及び第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、開示請求の権利は消滅する。この場合において、当該請求をした法定代理人は、直ちに書面でその旨を警察本部長に届け出なければならない。

2 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人が、条例第20条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、前項と同様とする。

3 第1項の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により訂正請求した法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、条例第25条の4第2項において準用する条例第14条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第6条 警察本部長は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、条例第16条第2号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第19条第1項の実施機関が定める事項等)

第7条 条例第19条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示を実施する日時及び場所

(2) 開示の実施の方法

(3) 開示の実施に要する費用の額

2 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(別記様式第2号)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(別記様式第3号)
- 3 条例第19条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(別記様式第4号)により行うものとする。
- 4 条例第19条第5項後段の規定による通知は、自己情報開示請求決定期間延長通知書(別記様式第5号)により行うものとする。
- 5 条例第19条第6項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第19条第6項の規定による通知は、条例第19条第6項意見書提出機会付与通知書(別記様式第6号)により行うものとする。
- 7 条例第19条第7項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の名称
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (4) 条例第19条第7項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 8 条例第19条第7項の規定による通知は、条例第19条第7項意見書提出機会付与通知書(別記様式第7号)により行うものとする。
- 9 条例第19条第6項及び第7項の意見書の様式は、個人情報の開示に係る意見書(別記様式第8号)のとおりとする。
- 10 条例第19条第8項後段の規定による通知は、個人情報の開示決定に係る通知書(別記様式第9号)により行うものとする。
(条例第19条の2第1項後段の規定による通知)
- 第8条 条例第19条の2第1項後段の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(別記様式第10号)により行うものとする。
(個人情報の開示等)
- 第9条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、警察本部長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 行政文書の閲覧又は視聴(条例第20条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。)をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 警察本部長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
(写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときの公示手続)
- 第10条 警察本部長は、条例第21条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、熊本県公報で告示するものとする。
(口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときの公示手続等)
- 第11条 警察本部長は、条例第22条第1項の個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を熊本県公報で告示するものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める書類は、前項で定めた個人情報を取り扱う事務に関して当該個人情報の本人に対して警察本部長が交付した書類であって、本人の氏名が記載されているものとする。
(条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第12条 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所又は居所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって訂正請求をする理由とする。
- 2 条例第24条第1項の訂正請求書の様式は、自己情報訂正請求書(別記様式第11号)のとおりとする。
(個人情報の開示を受けたことの確認)
- 第13条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは警察本部長の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。
(条例第25条の規定による通知)
- 第14条 条例第25条第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(別記様式第12号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書(別記様式第13号)
- (3) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報不訂正決定通知書(別記様式第14号)
- 2 条例第25条第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知は、自己情報訂正請求決定期間延長通知書(別記様式第15号)により行うものとする。
(条例第25条の2第1項後段の規定による通知)
- 第15条 条例第25条の2第1項後段の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(別

記様式第16号)により行うものとする。

(条例第25条の3の規定による通知)

第16条 条例第25条の3の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(別記様式第17号)により行うものとする。

(条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等)

第17条 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所又は居所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 条例第25条の5第1項の利用停止請求書の様式は、自己情報利用停止請求書(別記様式第18号)のとおりとする。

(準用)

第18条 第13条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(条例第25条の7の規定による通知)

第19条 条例第25条の7第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(別記様式第19号)

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報部分利用停止決定通知書(別記様式第20号)

(3) 個人情報を利用停止しない旨の決定 個人情報利用不停止決定通知書(別記様式第21号)

2 条例第25条の7第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知は、自己情報利用停止請求決定期間延長通知書(別記様式第22号)により行うものとする。

(条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知)

第20条 条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知は、不服申立てに係る個人情報の開示通知書(別記様式第23号)により行うものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第7条関係）

個人情報開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時	年 月 日	午前・午後	時
日時及び場所	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用	円 円	合計 円
連絡先	電話番号 () - 内線		
備考			

- 注1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
- 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人自身であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、注2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の実施に要する費用は、開示を受ける際、現金で納付してください。
- 5 この通知について不明の場合は、連絡先へお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記様式第3号 (第7条関係)

個人情報部分開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	合計 円
	2 写しの送付に要する費用	円	
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当		
	2 理由		
※上記の規定に該当しなくなる期日	年 月 日		
連絡先	電話番号 () - 内線		

- 注1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人自身であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 3 法定代理人が開示を受ける際は、注2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
 4 開示の実施に要する費用は、開示を受ける際、現金で納付してください。
 5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。
 6 この通知について不明の場合は、連絡先へお問い合わせください。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第4号（第7条関係）

個人情報不開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示しないこと とした根拠規定 及び当該規定を 適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由
※上記の規定に該 当しなくなる期日	年 月 日
連 絡 先	電話番号 () - 内線
備 考	

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

別記様式第5号（第7条関係）

自己情報開示請求決定期間延長通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
条例第19条 第4項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第6号（第7条関係）

条例第19条第6項意見書提出機会付与通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

今回、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第19条第6項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することについて御意見があるときは、同封の「個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして決定することとなりますので御承知ください。

開示請求に係る個人情報 が記録されて いる行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含ま れているあなた （貴団体）に関 する情報の内容	
意見書の提出先 （連絡先）	電話番号（ ） — 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

（日本工業規格A4）

別記様式第7号（第7条関係）

条例第19条第7項意見書提出機会付与通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

今回、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第19条第7項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することについて御意見があるときは、同封の「個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして決定することとなりますので御承知ください。

開示請求に係る個人情報 が記録されて いる行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含ま れているあなた （貴団体）に関 する情報の内容	
意見書の提出先 （連絡先）	電話番号（ ） — 内線
意見書の提出期限	年 月 日
条例第19条第7 項第1号又は第2 号の規定の適用の 区分及び当該規定 を適用する理由	1 根拠規定 条例第19条第7項第 号該当 2 理由
備 考	

別記様式第8号（第7条関係）

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

熊本県警察本部長 殿

意 見 者

住 所 又 は 居 所 郵便番号 —
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名（署名）
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先
〔法人その他の団体にあつては、
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号（ ） —

年 月 日付け熊 第 号で通知のあつた件について、次のとおり意見提出します。

<p>個人情報の開示 についての意見 〔該当する番号を○で 囲んでください。〕</p>	<p>1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。</p>
<p>開示に反対する 部分及び理由 〔開示することで生じ る支障等を具体的に 記入してください。〕</p>	<p>1 反対する部分 2 理由</p>

別記様式第9号（第7条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示に反対する「個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第19条第8項の規定により、次のとおりその（全部）を開示することとしましたので通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定による熊本県公安委員会に対する審査請求又は行政事件訴訟法による熊本県を被告とした（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）開示決定の取消しの訴えを行うことができます。

なお、この開示決定については、開示を実施する日の前日までに審査請求等がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開示することとした あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこと とした部分	
連絡先	電話番号（ ） - 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

（日本工業規格A4）

別記様式第10号（第8条関係）

開示請求事案移送通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、本件開示請求については、移送した実施機関において開示決定等を行うこととなります。

移送した開示請求事案の内容	
移送した実施機関	電話番号（ ） — 内線
移送した日	年 月 日
移送した理由	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

別記様式第11号(第12条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

熊本県警察本部長 殿

請 求 者

住所又は居所 郵便番号 -
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

連 絡 先
(法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先) 電話番号 () -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を) (○で囲んでください。)	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所又は居所	氏名	
	住所又は居所	電話番号 () -
本人に代わって訂正請求をする理由		

- 注1 「訂正請求に係る個人情報の内容」欄は、訂正したい自己に関する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提出し、又は提示してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、注3の書類のほか、その資格を有することを証明する書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券	3 その他 ()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他 ()	
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は警察本部長の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し		
備 考	受理年月日 年 月 日		

別記様式第12号（第14条関係）

個人情報訂正決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおりその全部を訂正することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	電話番号 () - 内線
備 考	

(日本工業規格A4)

別記様式第13号 (第14条関係)

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分及び理由	1 訂正しない部分 2 理由
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第14号（第14条関係）

個人情報不訂正決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付で訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正しない理由	
連 絡 先	電話番号（ ） — 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

別記様式第15号（第14条関係）

自己情報訂正請求決定期間延長通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
条例第25条 第1項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

別記様式第16号（第15条関係）

訂正請求事案移送通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、本件訂正請求については、移送した実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

移送した訂正請求事案の内容	
移送した実施機関	電話番号 () - 内線
移送した日	年 月 日
移送した理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

別記様式第17号（第16条関係）

個人情報訂正実施通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで提供しました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により、次のとおり訂正しましたので通知します。

提供した個人情報 の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備 考	

(日本工業規格A4)

別記様式第18号（第17条関係）

自己情報利用停止請求書		年 月 日
熊本県警察本部長 殿		
請 求 者		
住所又は居所 〔法人にあっては、 主たる事務所の所在地〕		郵便番号 ー
氏 名 〔法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名〕		
連 絡 先 〔法人にあっては、 担当者の氏名及び連絡先〕		電話番号（ ） ー

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所又は居所	氏名	
	住所又は居所	電話番号（ ） ー
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- 注1 「利用停止請求に係る個人情報内容」欄は、利用停止したい自己に関する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。
 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
 4 法定代理人が請求する際は、注3の書類のほか、その資格を有することを証明する書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他（ ）	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他（ ）
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は警察本部長の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備 考	受理年月日	年 月 日

別記様式第19号（第19条関係）

個人情報利用停止決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおりその全部を利用停止することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

別記様式第20号（第19条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項及び第3項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分及び理由	1 利用停止しない部分 2 理由
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格A4)

別記様式第21号（第19条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止しない理由	
連 絡 先	電話番号 () — 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

別記様式第22号（第19条関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第23号（第20条関係）

不服申立てに係る個人情報の開示通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで〔不服申立てのありました
開示に反対する意思表示のありました〕個人情報について、熊本

県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項の規定により、次のとおりその〔全部
一部〕

を開示することとしましたので通知します。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文書の名称	
開示することとした あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこと とした部分	
連絡先	電話番号（ ） - 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

